

石 今 道

ISHIZUCHI

1

共済だより

令和2年(2020)
Vol.307

—ご家族でご覧ください—



立石山山頂からの初日の出(上島町提供)



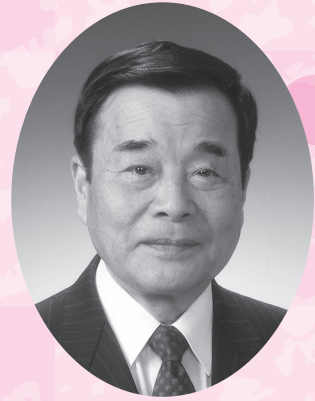
とんど焼き(上島町提供)

- ・年頭のごあいさつ 2
- ・平成30年度「医療費の状況及び
特定健診・特定保健指導の実施状況について」
あなたの**ライフプラン** 3
- ・考えてみませんか?
平成30年7月豪雨災害で
被災された皆さまへ 5
- ・皆さんの「声」を聴かせてください!
「共済事業に関する懇談会開催」 8
- ・産休・育休明けの皆さまへ
標準報酬に関するお知らせです
入学・修学貸付のご案内です 14 13

CONTENTS

愛媛県市町村職員共済組合
<http://www.ehime-kyosai.jp/>

年頭のごあいさつ



理事長

菅 良二

新年明けましておめでとうございます。
組合員の皆様には、お健やかで輝かしい令和2年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、本組合の事業運営について、平素から多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合の短期財政につきましては、診療報酬改定及び高齢者医療制度への拠出金等の動向を把握し、適正な財源を確保すると共に、引き続き、医療費分析やジェネリック医薬品の一層の利用促進などにより、健全運営に努めたいと考えております。

また、組合員及びご家族の皆様のご健康の保持増進に寄与するため、特定健診・特定保健指導による生活習慣病の予防や重症化対策のための受診勧奨など、健診データを活用した効率的な保

健事業の取組みを強化します。

更に、医療保険事務の円滑化のため、健康保険証(組合員証等)の被保険者記号・番号について、現在の世帯単位の付番から被保険者及び被扶養者個人毎の付番へ移行することやマイナンバーカードを健康保険証として利用することについて、各分野で準備が進められております。本組合も医療保険者として、国、医療保険者及び保険医療機関等の動向を注視し、適切に対応してまいります。

一方、公的年金制度につきましては、昨年8月27日に被用者年金一元化後、初めての年金財政検証の結果が公表され、経済成長と労働参加が進むケースでは、所得代替率(現役世代の平均手取収入額に対する年金額の比率)50パーセントが維持されるという内容でございました。

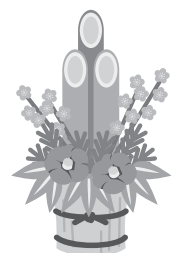
また、財政検証のオプションとして、「被用者年金の更なる適用拡大」、「基礎年金の拠出期間の延長」、「在職老齢年金の見直し」、「厚生年金の加入年齢の上限の引き上げ」などが試算されており、年金財政検証結果を踏まえた、今後の全世代型社会保障検討会議等の議論の推移が注視されるところでございます。

えひめ共済会館につきましては、老朽化・防災対策のための改修工事を終え、平成30年9月に、リフレッシュオープンし二年余が経過いたしました。これまで以上に、安全・安心で、より快適な施設として営業をしております。また、新年会・歓送迎会、各種宿泊プラン等における料理内容を充実し、皆様に喜んでいただけるサービスを提供してまいります。と考えておりますので、組合員及びご家族の皆様のご利用・ご宿泊を心からお待ちしております。

共済組合を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、取り組むべき多くの課題が山積しておりますが、役員一同、組合員とご家族の生活の安定と福祉の向上に寄与できるよう、努力を尽くしてまいりますので、二層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年



- | | |
|-----|--------------|
| 理事長 | 菅 良二(今治市) |
| 理事 | 武智 邦典(伊予市) |
| 〃 | 高門 清彦(伊方町) |
| 〃 | 和田 雅志(久万高原町) |
| 〃 | 山内 貴志(新居浜市) |
| 〃 | 井関 文彦(松山市) |
| 〃 | 宮脇 馨(上島町) |
| 〃 | 加藤 章(東温市) |
| 〃 | 管家 一夫(西予市) |
| 〃 | 戸田 光文(西条市) |
| 〃 | 上本 隆弘(砥部町) |
| 〃 | 上田 昌宏(伊方町) |
| 〃 | 岡本 靖(松前町) |
| 〃 | 魚崎 松芳(宇和島市) |
| 〃 | 原田 満範 |
- (松山大学経営学部教授)
- 事務局長 玉井 信正
- 外職員一同

全国との比較

平成30年度 医療費の3要素(受診率・1件当たり日数・1日当たり金額)・1人当たり医療費

令和元年度 短期財源率・平均標準報酬月額

平成30年度の組合員医療費及び令和元年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の3要素のうち、「受診率」は前年度と比べて0.27ポイント増加し、「1件当たり日数」は0.01日減少しました。「1日当たり金額」については、前年度より20円減少して6,881円となり、都道府県別の高い順で27位(前年度25位)と全国平均より若干低い状態となっています。

また、「組合員1人当たり金額」は、前年度より1,412円増加して109,788円(31位)となっており、全国平均112,619円より2,831円低い額となっています。

「短期財源率」は、前年度99.70%(10位)でしたが、高齢者医療制度に係る拠出金等が昨年度より大幅に減少したことで、5.52%減少して94.18%(22位)となりました。全国平均(94.69%)と比べても、0.51%低くなっていますが、短期経理財政は厳しい状況が続いていますので、普段から健康管理を心がけ、ジェネリック医薬品を使用するなど、医療費の節減にご協力をお願いします。

■短期財源率・平均標準報酬月額の他県との比較

短期財源率 (令和元年度 単位:%) (対標準報酬)		平均標準報酬月額 (平成31年3月末現在 単位:円)	
1 佐賀	118.28	1 神奈川	432,819
2 熊本	116.96	2 東京	426,033
3 沖縄	115.10	3 兵庫	422,760
4 青森	104.62	4 大阪	421,787
5 鹿児島	103.90	5 静岡	411,461
6 徳島	100.00	6 千葉	407,508
7 大阪	99.20	7 滋賀	406,968
8 奈良	98.70	8 埼玉	402,861
9 長崎	98.14	9 京都	400,925
10 岩手	98.00	10 広島	400,055

22 愛媛 94.18

30 愛媛 381,761

38 鳥取	90.00	38 石川	376,002
39 山形	88.80	39 長野	375,865
40 福井	88.00	40 新潟	374,933
41 茨城	87.20	41 佐賀	373,660
42 東京	84.50	42 熊本	373,236
43 千葉	84.00	43 宮城	371,772
44 神奈川	84.00	44 鳥取	369,258
45 埼玉	83.60	45 福井	364,361
46 愛知	83.20	46 高知	362,317
47 富山	81.76	47 沖縄	357,384
平均	94.69	平均	388,373

■組合員の診療諸率の他県との比較

受診率 (平成30年度 単位:%) (1か月100人当たり受診件数)		1件当たり日数 (平成30年度 単位:日)		1日当たり金額 (平成30年度 単位:円)		1人当たり金額(年額) (平成30年度 単位:円)	
1 徳島	75.42	1 福岡	1.74	1 北海道	8,077	1 徳島	124,549
2 大阪	74.95	1 大阪	1.74	2 石川	7,876	2 佐賀	124,055
3 東京	74.59	3 佐賀	1.72	3 宮崎	7,659	3 奈良	123,805
4 奈良	73.90	4 埼玉	1.68	4 福井	7,478	4 山口	121,852
5 三重	72.71	5 大分	1.67	5 岩手	7,462	5 岩手	120,772
6 福岡	72.00	6 鹿児島	1.65	6 広島	7,382	6 広島	120,042
7 佐賀	71.93	7 長崎	1.62	7 高知	7,358	7 福岡	119,391
8 和歌山	71.18	7 千葉	1.62	8 山口	7,329	8 大阪	119,031
9 埼玉	70.76	7 和歌山	1.62	9 奈良	7,303	9 熊本	118,674
10 香川	70.35	7 香川	1.62	10 大分	7,251	10 宮崎	118,341

23 愛媛 67.79

34 愛媛 1.56

27 愛媛 6,881

31 愛媛 109,788

38 大分	65.15	38 宮城	1.55	38 佐賀	6,515	38 鳥取	106,167
39 宮崎	65.06	38 静岡	1.55	39 福岡	6,474	39 富山	105,196
40 青森	64.85	40 三重	1.54	40 岐阜	6,452	40 新潟	105,165
41 高知	64.66	41 秋田	1.53	41 和歌山	6,391	41 山梨	105,091
42 富山	64.48	41 岡山	1.53	42 愛知	6,384	42 福井	104,816
43 長野	63.05	43 福島	1.52	43 神奈川	6,361	43 長野	103,380
44 沖縄	62.76	44 鳥取	1.50	44 千葉	6,349	44 岐阜	103,180
45 福井	61.79	44 新潟	1.50	45 東京	6,271	45 静岡	103,121
46 石川	61.77	44 山形	1.50	46 埼玉	6,261	46 群馬	102,935
47 北海道	58.95	47 島根	1.48	47 大阪	6,130	47 愛知	100,694
平均	67.91	平均	1.59	平均	6,939	平均	112,619

令和元年度 上半期の医療費の状況

組合員・被扶養者ともに
外来医療費が増加し、入院医療費は減少

組合員

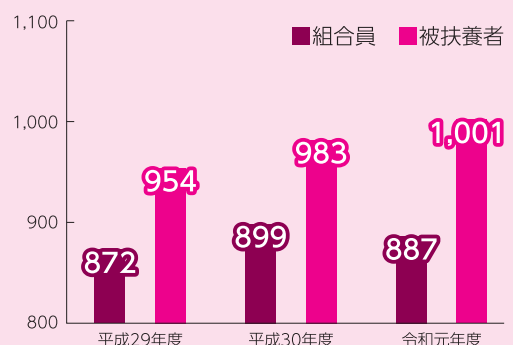
組合員は、外来医療費が前年度より約2,850万円(5.44%)増加していますが、入院・歯科の医療費は減少しています。全体では約1,240万円(1.38%)減少しています。

被扶養者

被扶養者は、外来医療費が前年度より約1,580万円(2.72%)増加しています。入院医療費は減少しましたが、歯科は増加しており、全体では前年度より約1,730万円(1.76%)増加しています。

■上半期の医療費

(単位:百万円)



平成30年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況 (国への報告結果から)

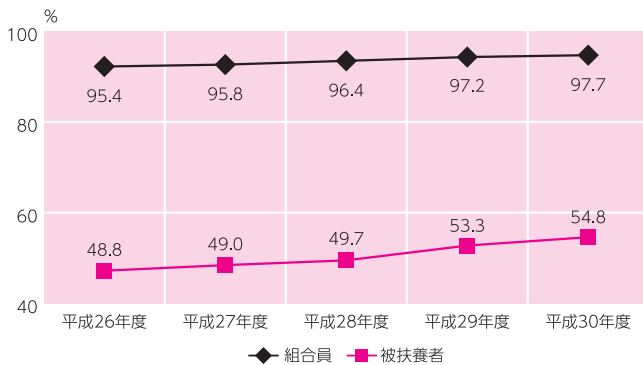
平成30年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を国へ報告しましたので、その結果をお知らせします。

平成30年度は大きな災害に見舞われましたが、特定健康診査の受診率は、組合員、被扶養者ともに前年を上回り、全体の受診率としても、前年に引き続き85%を超えることができました。ただし、国から定められている目標値(90%)まであと約5%引き上げる必要があります。

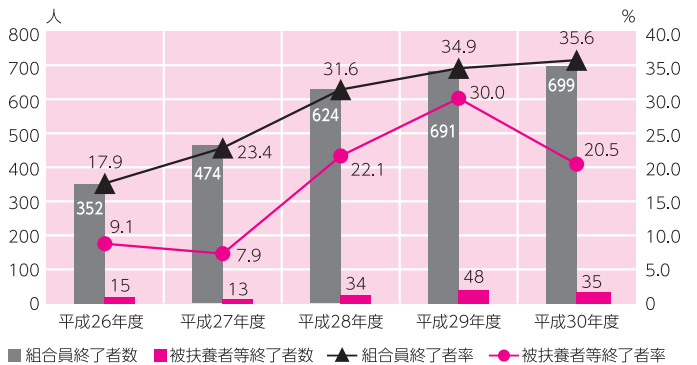
特定保健指導の終了率は、組合員は前年を上回りましたが、被扶養者は前年を下回り、全体としては前年並みの約34%の終了率となっています。こちらも国の目標値(45%)まで、約10%引き上げる必要があります。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	～	令和5年度
特定健康診査受診率	81.9%	82.4%	83.7%	85.3%	86.3%	～	90%以上
特定保健指導終了率	17.2%	22.3%	31.0%	34.5%	34.3%	～	45%以上

■ 特定健康診査受診率



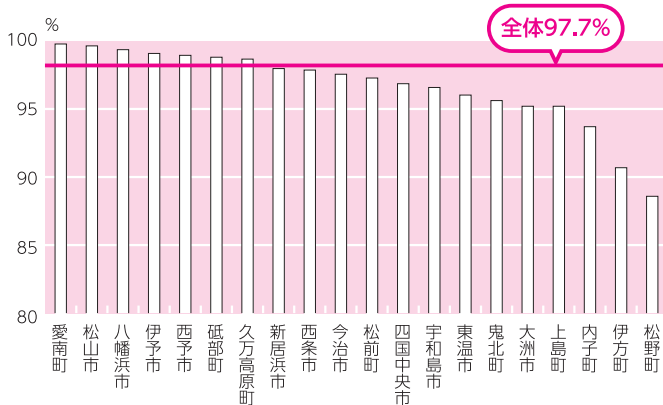
■ 特定保健指導終了者数と終了者の割合



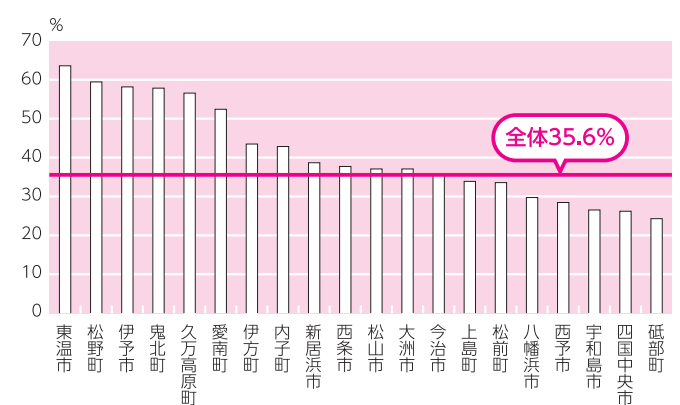
平成30年度から令和5年度までの6年間を、第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の実施期間として、各保険者が事業に取り組むこととなっています。

皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

■ 組合員の特定健康診査受診率(県内20市町所属所)



■ 組合員の特定保健指導終了率(県内20市町所属所)



特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券が届いた家族(被扶養者)の皆さまへ

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に図書カード(1,000円分)を進呈しています。

- ① 特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した今年度の健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問票)
- ② 特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方

詳しくは、本紙令和元年7月号(Vol.305)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

満足度93%以上



令和元年度ライフプランセミナー (50歳代のライフプラン)を開催しました (一財)愛媛県市町村職員互助会と共同開催

令和元年11月12・13・14日に、えひめ共済会館において、50歳以上の組合員を対象としたライフプランセミナーを開催しました。3日間であわせて205名の方にご参加いただきました。



Lecturer

「ライフプランで充実の人生を！」

一般財団法人地域社会ライフプラン協会
参事 塚本 伸明 氏

- ライフプランとは
- 自己の現状分析
- ライフプランの作成
- 生きがい(仕事、家族時間、自分時間) etc...

参加者の声

- ・残された公務員生活の間に何をしておくべきかを考えるきっかけとなりました。自己研鑽は仕事のためではなく「自分のため」と改めて考え直しました。
- ・退職後の生活について漠然と考えていましたが、考えを見直します。妻と話をする良い機会になりました。



Lecturer

「ゆとりを築く家計プラン」

明治安田ライフプランセンター株式会社
専任講師 藤澤 稔 氏

- 「ねんきん定期便」の見方
- 年金について(繰上げ支給、繰下げ支給、在職老齢年金)
- 税・社会保険料と確定申告
- 退職後の医療は
- 50歳からの家計設計のポイント
- NISA、iDeCo etc...

参加者の声

- ・具体的に金額等が分かり退職後に役立つと思います。ありがとうございました。
- ・退職後の家計のイメージがつかめました。意外と支出は多いみたいなので計画性を持たなければと思いました。

保健課からのお知らせ

新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の廃止について

令和2年3月31日をもって、新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成を廃止します。

ただし、令和2年3月31日までに利用条件を満たす方は、助成を受けることができますが、令和3年3月31日までの経過措置となりますので、ご注意ください。

詳しい内容につきましては、ホームページでご確認ください。

福祉施設利用助成対象施設の見直しについて

令和2年4月1日から、福祉施設利用助成対象施設を見直します。

見直し後の当該助成対象施設は、公務員共済グループの施設や愛媛県内の公営宿泊施設となります。

福祉施設利用助成対象施設につきましては、ホームページでご確認ください。

はり・きゅう施術料助成の廃止について

平成29年度をもって、はり・きゅう施術料助成を廃止しました。

ただし、平成30年3月31日までに受けた施術については助成の対象となりますので、請求忘れがないよう速やかにご請求ください。

インフルエンザ予防接種補助のご案内

対象者は、組合員及び被扶養者になります。

補助金額は、1,500円です。(1人1事業年度1回)

公費負担の適用を受けることができる場合は、補助の対象となりません。ただし、公費負担額が補助金額を下回る場合は、その差額を支給します。

早めの受診、早めの請求をお願いします!!

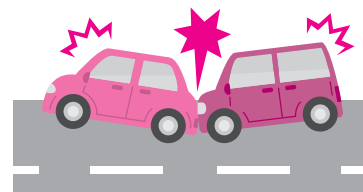


この記事についての問い合わせ先

共済組合保健課 厚生係 ☎ 089(945)6318

交通事故による治療で

組合員証等を使用する場合には 共済組合へ届出が必要です!



交通事故により医療機関を受診する場合、原則としてその相手方(加害者)がその傷病にかかる損害を負担することになりますので、組合員証及び組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)は使用できません。しかし、このようなときでも、公務外である場合は、**共済組合へ連絡し、手続きをする**ことで、組合員証等を使って治療を受けることができます。

この場合、共済組合は治療のための医療費(自己負担分を除いた7割分)を一時的に立て替えて医療機関に支払い、後日、被害を受けた組合員や被扶養者に代わり、加害者(又は加害者が加入している自賠責保険・任意保険等)へ損害賠償請求することになります。

組合員証等を使用する場合は、**必ず共済組合に連絡をする**とともに、「損害賠償申告書」、「交通事故証明書」などの**必要書類の提出をお願いします**。

交通事故に遭ってしまったら

- 相手の氏名、住所、電話番号、免許証番号、車検証、自動車の持ち主の氏名(営業車の場合は会社名、所在地)を確認しましょう。
- 小さな事故でも必ず警察に届け出ましょう。
- 軽いケガでも医師の診断を受けましょう。
- 病院の窓口では、交通事故による負傷であることを伝えましょう。
- 組合員証等を使って治療するときは、共済組合にすぐに連絡しましょう。
- 被害を受けた方が加害者と不利な示談をしてしまうと、共済組合は加害者に費用を請求することができなくなり、負傷等が完治していない状態であっても、組合員証等を使用した治療が受けられない場合もありますので、示談等を行う際は十分ご注意ください。

負傷原因調査にご協力をお願いします

共済組合では、「第三者行為」や「公務災害」に該当する可能性のある傷病で、組合員証等を使用して受診した方に「外傷性の傷病に係る負傷原因報告書」を送付してご回答いただいています。

医療費の適正な支出のため、調査に該当された皆さまにはご協力をお願いします。

平成30年7月豪雨により被災された皆さまへのお知らせ

共済組合では、組合員又は被扶養者が居住する住居又は家財に被害を受けた場合、その損害の程度に応じて災害見舞金が支給されます。請求期限は被災した日から2年間ですが、支給要件に当てはまる方は早めのご請求をお願いします。

請求手続き等の詳細は、所属所の共済組合事務担当課、又は共済組合保健課医療係までお問い合わせください。

問い合わせ先

共済組合保健課 医療係 ☎ 089(945)6313

確定申告における、医療費通知(医療費のお知らせ)を活用した医療費控除申告について

これまで、組合員の皆さまが確定申告で医療費控除の申請をする際には、医療機関等から発行された領収書を保管しておき、確定申告書等と一緒に提出する必要がありましたが、平成29年分の確定申告(平成30年1月1日以降の提出)から、その領収書に代えて共済組合が発行する医療費通知(医療費のお知らせ)を使用することができるようになりました。ただし、**医療費通知の記載内容の確認ができるよう、領収書は捨てずに大切に保管してください。**

なお、本組合では、被扶養者の方の医療費通知もまとめて組合員あてに送付することとしておりますが、個人情報の利用にあたり、個人情報保護法では本人の同意を得ることとされています。組合員又は被扶養者の方から特段のお申し出がない場合は、黙示の同意をいただいたものとして世帯ごとにまとめて医療費通知を送付させていただきますので、ご了承ください。

令和元年分の医療費通知の配付は、次のとおりです。

第1回目(配付済)	第2回目
【配付時期】 令和元年12月上旬 【対象診療月】 平成31年1月～令和元年6月診療分	【配付予定時期】 令和2年3月中旬 【対象診療月】 令和元年7月～12月診療分

令和元年7月～12月診療分は、医療費通知の基となる診療報酬明細書が医療機関から診療月の2、3か月後に共済組合に届くため、令和2年3月中旬の配付予定となり、確定申告の手続きに間に合わない可能性があります。その場合は、申請していただくことによりその時点で作成可能な月分までの医療費通知を発行しますので、希望する方は組合ホームページから「医療費通知書発行申請書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、本組合まで申請してください。

なお、確定申告に関する内容については、国税庁のホームページで確認又は税務署にお問い合わせください。

医療費通知に関する問い合わせ先 共済組合保健課 医療係 ☎ 089(945)6313

こころとからだの健康相談

おくすり相談もはじまりました!!

組合員及びその家族を対象として、電話及びWEBによる健康相談・メンタルヘルス相談等を行っていますが、新たに薬剤師によるおくすり相談も行っています。**通話料・相談料は無料**で、匿名でご利用いただけます。プライバシーは厳守され、ご相談の内容が他に知られることはありませんので、安心してご利用ください。

電話相談

受付時間:24時間・365日 ◆携帯電話からもご利用いただけます。
※メンタルヘルスは平日9時～21時、土曜日10時～18時 (日・祝、1月1日～3日休み)

WEB相談 健康・こころのオンライン

<https://www.healthy-hotline.com/>

ログインID:



令和元年度 共済事業に関する懇談会 —5か所で開催—

組合員の皆さまから各事業について広くご意見・ご要望をお伺いするため、「共済事業に関する懇談会」を、下表のとおり開催しました。令和元年度は県内5市町での開催を行い、合計101名のご参加をいただきました。

開催に当たりご協力をいただきました組合員の皆さま、また開催市役所及び町役場の共済担当課の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

懇談会で出されましたご意見・ご要望につきましては、11月19日開催の職員側議員協議会においてご協議をいただき、最終とりまとめをいたしました。今後、令和2年度事業計画及び予算に向けて、更にご検討・ご協議をお願いすることとなります。

主なご意見等及び本組合の回答は、次のとおりです。なお、紙面の都合上ご紹介できなかったご意見等は、本組合ホームページに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

●令和元年度共済事業に関する懇談会開催一覧表

開催日	開催地	出席議員	開催場所	参加人数
7月18日 (木)	松野町	和田雅志 魚崎松芳	松野町山村開発町民センター 1階「研修室」	12名
7月29日 (月)	西予市	山内貴志 魚崎松芳	西予市役所 5階「大会議室」	21名
8月8日 (木)	四国中央市	山内貴志 戸田光文	四国中央市消防防災センター 4階「401会議室」	24名
8月20日 (火)	八幡浜市	和田雅志 上田昌宏	八幡浜市役所 5階「大会議室」	24名
8月26日 (月)	東温市	井関文彦 上本隆弘	東温市役所 4階「大会議室」	20名
合			計	101名

●これまでの「共済事業に関する懇談会」のご意見・ご要望に基づいて、事業の見直しを行い、実施・変更することとなった主な事業は次のとおりです。

- ・組合員証のカード化(平成24年10月実施)
- ・4月1日新規資格取得者に対する人間ドックの追加募集(平成26年度実施)
- ・ボーナスからの積立貯金(平成26年6月実施)
- ・インフルエンザ予防接種補助金の引上げ(1,000円→1,500円)(平成27年度実施)
- ・えひめ共済会館の宿泊室空調設備及びバリアフリールームの改善(平成30年9月実施)

A 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている

Q 次年度より、会計年度任用職員制度がはじまりますが、会計年度任用職員は共済制度の適用を受けることになりませんか。また、共済制度の適用を受けて組合員となった場合、短期給付、保健事業への影響はどのように考えていますか。

総則事項



松野町会場

A 令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、医療機関におけるオンラインでの資格確認が導入されることとなり、令和3年3月からマ

Q 現在、国の方ではマイナンバーカードに「保険証機能」を付与する動きがあり、令和3年3月より本格運用を考えている旨の報道を耳にしたことがあります。今後、私たちの組合員証についても影響があるのでしょうか。

しかしながら、支出面において、例えば保健事業の大部分を占める人間ドック等利用助成については、対象となる新規組合員資格取得者がどの程度利用するかの見込みが立てられませんので、当分は予算編成が困難な状況にあります。

勤務時間以上に勤務した日が18日以上ある月が、引き続き12月を超えるに至った方については、常勤的非常勤職員として組合員資格を取得することになり、他の組合員の方と同様に共済制度の適用を受けることとなります。

会計年度任用制度の施行に伴う組合員数の増加による影響については、所属所に対して実施したアンケート調査結果に基づき、できる限り令和2年度予算に反映させることとしております。

イナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。また、令和元年6月4日のデジタル・ガバメント関係会議において、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針が決定され、令和4年度中に概ね全ての医療機関におきまして、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための、読み取り端末・システムの導入を目指すこととされております。

なお、あくまでマイナンバーカードに健康保険証としての機能が付くだけで、今後とも組合員証の交付は行いません。



西予市会場

短期給付関係

Q 医療費の自己負担額の一部が給付される一部負担金払戻金、家族療養費附加金の支給要件「自己負担額が1件につき2万5千円を超えるとき」の1件とはどういう意味ですか。

A この場合の1件とは、受診者ごと、診療を受けた月ごと、医療機関ごとに1件となります。ただし、同じ医療機関でも、内科と歯科がある場合はそれぞれ別に1件となり、入院と外来がある場合もそれぞれ別に1件となります。これは医療機関が医療費を請求する際の請求書(レセプト)がこの単位になっているためです。診療を受けた医療機関の処方箋により保険薬局で調剤費を支払った場合は、処方箋を交付した医療機関における療養の一環とみなして取り扱います。

なお、一部負担金払戻金、家族療養費附加金は、請求をしなくても医療機関からのレセプトに基づき共済組合が事務処理し、組合員の届出口座に送金されます。

また、標準報酬月額が53万円以上の方は、支給要件が「自己負担額が1件につき5万円を超えるとき」となります。



平成30年7月豪雨で被災された組合員で、業務多忙等の理由に

より災害給付の請求ができていない組合員が多く、また、請求書において被害のあった家財、被害額等を列挙する必要があり、手続きに手間がかかり、煩雑であることを理由に請求をしないと申し出る組合員もいます。請求手続きについてもっと簡便な方法に変更していただきたいと思います。



A 地方公務員等共済組合法で短期給付に係る請求時効は2年となっており、発災から1年を経過しましたので、早めの請求をお願いします。本組合としましては、書類が全て整備できていない状態でも、罹災証明書、写真等を添付してとりあえずご提出いただき、被害状況等の記入内容については、本組合から具体的な記入方法等についてご説明し、書類を整備していく方法で対応したいと考えております。

なお、災害給付については、同法の規定により、全国の市町村職員共済組合が資金を全国連合会でプールし、災害が発生した組合に給付する仕組みとなっております。被害割合により給付額が確定することから、被害額等の記入を省略することはできないことをご理解いただきたいと思います。



長期給付関係

Q 私の場合、本来年金の支給開始が65歳からとなっていますが、支給開始を60歳からに繰り上げることが可能だと聞きました。繰り上げをした場合、又は繰り下げた場合に年金の支給金額はどうなりますか。



A 支給開始年齢を繰り上げた場合(60歳以上)は、1月につき0.5%の減額となりますので、60歳から繰り上げた場合は30%の減額になり、この減額が生継続こととなります。また、一度繰り上げをしてしまえば、元に戻すことができませんのでご注意ください。

支給開始年齢を繰り下げた場合(70歳未満)は、支給されるべき年金について1月につき0.7%の増額となり、70歳まで繰り下げた場合は最大42%の増額になります。ただし、その間は年金の支給はありません。

繰り下げについては、65歳からは受け取らず、66歳以降に支給の繰り下げを申出した場合に、その申出をした月の翌月から増額した年金を受け取ることができます。ただし、繰り下げ期間中に勤務していることにより年金額の全部又は一部が支給停止となった場合には、支給停止額を除いた額で増額の計算を行います。

Q 60歳まで勤めたとしてどのくらい年金がもらえますか。

A 一概に金額を提示することはできませんが、ねんきん定期便では、50歳以上の方であれば、現在のまま60歳まで勤務した場合の年金額が記載されています(50歳未満…これまでの加入実績に応じた年金額)。また、地共済年金情報Webサイトにご登録いただきますと、ご自身の詳しい年金情報が確認できますので、是非ご利用ください。



四国中央市会場

保健事業関係

Q インフルエンザの予防接種の補助を利用していますが、13歳未満の子供は2回接種が推奨されていると思います。接種回数にかかわらず1人1回となっているので、補助金額を下げてでも13歳未満の子供は2回にしたいだけませんか。

A インフルエンザの予防接種補助につきましては、以前からご要望の内容のほか、補助金額自体の引上げ等のご要望が多くございましたので、組合会議員の皆さまに、補助の回数を2回までにする、もしくは全体として補助金額を引き上げることをご協議いただいた結果、広くご利用いただけるということで、補助金額を1,000円から1,500円に引き上げた経緯がございます。これまでの経緯と財政状況も踏まえ、組合会議員の皆さまに懇談会の結果報告の中でご協議いただきましたと思います。

Q 人間ドック等利用助成の申込みの際に、例年第1希望の健診機関で受診できていたため、今年度は第2希望を記入せずに提出したところ、第1希望の健診機関で受診できませんでした。再度調整をお願いしましたら、再度の調整はできないとのことでした。

ので、再度の調整ができるようにしたい。

A 人間ドック等利用助成の申込者は近年1万人を超え、健診機関の申込み枠にも限りがあるため、毎年、利用者の募集時には、必ず第1希望と第2希望をご記入いただくことを周知しております。

これは、第1希望の健診機関の申込み枠に入らなかった方につきましては、第2希望の申込み枠で再度調整を行うためです。

しかし、申込みの際に第2希望を記入されていない方の再調整を行うことは、共済事務担当者の方に再度第2希望の報告をお願いすることとなり、募集締切り後の取りまとめから利用枠調整を経ての利用者決定まで約1か月しかないので、非常に困難なものと考えております。つきましては、募集時案内のとおり、必ず第2希望までご記入いただきますようお願いいたします。

なお、第1希望、第2希望ともに同一健診機関を希望される場合は、日程区分が違うコース、例えば第1希望に1日(日帰り)日程のコース、第2希望に2日(2日通院又は1泊2日)日程のコースを選択することは可能です。

Q 人間ドックの日時について、被扶養者と同日を希望する場合は、同日に受けられるよう配慮してもらえないか。

A 人間ドックについては、健診機関によって受入れ枠の問題や男女により受診日程が異なる場合があるため、「被扶養者と同日」を優先させることは難しいと考えております。

所属所に対し、毎年3月に次年度の人間ドック利用決定者を通知しておりますが、ご自身の健診機関と日程をご確認いただいた後、やむをえない場合の日程変更は可能としておりますので、健診機関にご相談の上、被扶養者の方と同じ日程に変更する等でご対応いただければと思います。

Q ライフプランセミナーは現在50歳以上を対象としていますが、定年退職後のライフプランを設計するためにも、40代、30代の年代別でも実施してもらいたい。

A ライフプランセミナーにつきましては、以前から実施していた退職予定者を対象としたセミナーに加え、平成18年度からの新規事業として、40歳代の組合員を対象としたライフプランセミナーを、退職予定者とは別の日程で実施していましたが参加者が少なく、対象年齢を50代まで広げて実施しましたが、平成23年度は参加者が30人を大きく下回ったため、平成24年度からは40歳以上55歳未満のライフプランセミナーは休止

とし、退職予定者向けのセミナーを、対象を広げて50歳代からのライフプランセミナーとして実施しております。

本組合としても、準備期間がより長く残されている若い時期に、長期的な生活設計とそれに基づく計画的な資産形成に着手することの必要性が高まっていることは認識しておりますので、若い年代の組合員の皆さまからのご要望が多数あるということであれば、今後、若年層向けのセミナーの再開を検討したいと考えております。

Q 「このところからだの健康相談」は、どういった場合に利用できますか。利用方法を教えてください。

A このところからだの健康相談は、組合員及びそのご家族の方がご利用いただけます。電話相談とWeb相談があり、携帯電話、スマホ及びパソコンから、通話料・相談料無料でご相談いただけます。からだの健康相談は、一般的な健康相談から、周辺の病院照会、病気の治療方法、お薬の飲み合わせ等についてのご相談に、医師、看護師、薬剤師、臨床心理士などの専門職がお答えいたします。また、このころの相談については、電話とWebによるメンタルヘルス相談のほか、医師との面接によるメンタルヘルスカウンセリングを受けることもできます。
※「このところからだの健康相談」については7Pをご覧ください。



八幡浜市会場

宿泊事業関係

Q えひめ共済会館には、宿泊サポートプラン等の、組合員及び被扶養者であることに関わらず利用できる割引プランがあり、興味がありますが、一方で組合員が、被扶養者でない家族と宿泊する場合に、その家族の宿泊料金には愛媛共済会館利用助成が適用されず、通常料金となるので、例えば1親等以内であれば同額でなくとも利用助成が適用されるようになれば利用者が増えるのではないのでしょうか。

A 被扶養者でない家族に対する保健事業の適用はできませんが、今後の会館の運営を見直していく中で、料金体系についても検討していきたいと思っております。

Q えひめ共済会館を会議で利用することがありますが、駐車場が満車の場合が多いので、駐車場を立体駐車場にするのを検討していただきたい。

A 現在、えひめ共済会館の駐車場は、無料で先着順となっております。会議等のご利用があった場合などに、一時的にご宿泊のお客様が駐車場にお車を止められない場合もあり、ご不便をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

駐車場の問題につきましては、これまでも組合員の皆さまにご指摘いただいております。なるべく多くの会館ご利用の方に平等に駐車場をご利用いただくため、現在の方法をとらせていただいております。なお、立体駐車場につきましては、建設費用が高額となることから難しいと考えております。

Q 7月にえひめ共済会館に宿泊しましたが、リニューアルによって部屋が非常にきれいになっていて、この価格で泊まれるのかと感心しました。また、マジックの解体実演があるビアバ

イキングもとても楽しかったので、4回と言わず回数を増やしてはいいかがでしょうか。

A えひめ共済会館へのご宿泊及びビアバイキングのご利用、誠にありがとうございます。えひめ共済会館はこれまで改修工事を行い、より快適でより安全・安心な施設として運営を行っております。ビアバイキングにつきましては大変ご好評をいただいております企画となりますので、回数の増加や、その他のイベント等を企画していきたいと思っております。引き続き、職員一同、丁寧な接客を心がけてまいりますので、えひめ共済会館をかわらぬご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

貯金事業関係

Q 共済貯金の金利1%は銀行の金利より高く大変有難いのですが、いつまで維持できる見込みか、また、金利が現状より上昇する可能性はあるのか教えてください。

A 共済組合では、全国の市町村職員共済組合共通の基幹システムを使用し、金融機関のように店舗やATMを保有しないことから、事業費用が金融機関に比べて低く抑えられ、運用収益のほとんどを組合員の皆さまへの支払利息

として還元させていただいています。

運用に当たっては、安全面を重視し、国債、地方債、社債等の債券等で運用しており、社債については、基準により、国内の格付け機関でA A以上、国外の格付け機関でA以上の格付けでないこと購入できません。平成30年度末の運用利回りは、過去に購入した債券に、利率が2%以上のものであることから、1:105%となっており、利ザヤは0:105%となっており、なお、不測の事態に備えて貯金額に応じた法定の欠損金補てん積立金と積立金を積み立てており、その金額は50億円弱になります。

日銀のマイナス金利政策により、10年国債はマイナス金利となっており、現在保有している利率の高い債券が満期償還を迎え、この低金利の状況が続いた場合、現在の利率1%を、4、5年は維持できなくなるかもしれませんが、経済情勢や金利の動向等、また貯金経理の収支状況によつては、引下げの方向で利率の見直しする必要があると考えられます。

Q 共済貯金の通帳の再交付は可能でしょうか。また、貯金開始以降の入出金の履歴をいただくことは可能ですでしょうか。

A 共済貯金にご加入いただきます皆さまに、「貯金控帳」という組合員の皆さまにご自分で共済貯金の情報を記入していただくものをお配りしております。

す。控帳は、届出印鑑や貯金の送金口座情報、貯金の積立や払戻情報を記載できるようになっています。

ご連絡いただきましたら、この控帳は共済事務担当者の方を通じてお送りします。共済組合は、金融機関と異なり事業費用を抑えることで、運用益の大部分を皆さまに還元しております。全国の市町村職員共済組合共通のシステムを使用し、貯金の入出金の履歴等については、組合員ご本人さまに管理いただくことで事業コストを抑えている状況もあります。また、システム上、貯金の入出金の履歴も一定期間がきますと直近のデータに上書きされるようになっていたため、貯金開始後の全ての入出金履歴をお示しすることができません。

毎年度、半期ごとに、半期の入出金や利息の情報が記載された「共済貯金現在高通知書」をお送りしていますので、貯金控帳にこの情報を転記いただくか、控帳とこの残高通知書を一緒に保管していただくなどにより、組合員の皆さまでの管理をお願いします。

Q 地方公務員ダイアリーの表紙について、黒や茶等のシックな色のブロックについてもカレンダーのような見慣れたフォーマットにしていたいただきたいです。10月ごとの予定についても時間の目盛りは不要だと思えます。方眼になっていると記入しやすいので嬉し

いです。せっかくいただくので愛用したいのでご検討をお願いします。

A 地方公務員ダイアリーにつきましては、この懇談会の場で様々なご意見をいただいております。「表紙の色の変更」、「みきゃんのイラストの表示」、「ペン差しの設定」などできるものから対応をしています。

表紙の色につきましては、個々人で好みもあると思えますので、落ち着いた色合いや明るめの色など、変化をつけていきたいと考えております。

また、月間スケジュールについては、今年配付予定のダイアリーは、カレンダー形式で現在作成中であり、あわせて、「地下鉄路線図を入れてもらいたい」というご要望もありましたので、今回から東京及び大阪の地下鉄路線図を掲載しました。

ダイアリーのサイズについても、現在は、A5版にしていますが、県民手帳からのサイズやA4版のサイズ、また、もう少し薄くしてほしいなど様々なご意見をいただいております。

今後のダイアリーについては、存廃も含め、検討をしていきたいと考えています。

Q 共済組合の事業PR資料についてはメモ帳、付箋をいただけたいです。

A 福祉事業関係のPR資料につきましても、この懇談会で様々なご

意見をいただき、試行錯誤をしています。クリアファイル、マウスパッド、通帳ケースなどを配付し、「事務用消耗品の方がいいのでは」というご意見を受け、昨年は、メモ帳、そして今年は今回ご要望がありました「付箋セット」をお送りしました。

共済組合の貯金・貸付・物資事業は、やはり、知っていただき、必要に応じて活用いただくための事業ですので、組合員の皆さまにまずは事業を知っていただく必要があるということで、このようなPRグッズを配付しています。今後もコストをあまりかけないで皆さまに使っていただけるものを、ご提供したいと考えています。



東温市会帳

産前産後休業・育児休業から復職した皆さまへ

ご存知
ですか？

復職後、報酬が下がった場合などは標準報酬が改定できます！

産前産後休業終了時改定
育児休業等終了時改定 とは？

共済組合に申しないと
受けられない制度です!!

産前産後休業又は育児休業(以下「育児休業等」という。)から復職後、短時間勤務や部分休業の取得等により勤務時間が短縮され、報酬が低下した場合に、組合員からの申出により実際の報酬に対応する標準報酬に改定ができる制度です。



対象者は？

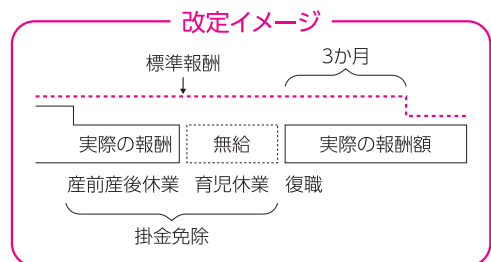
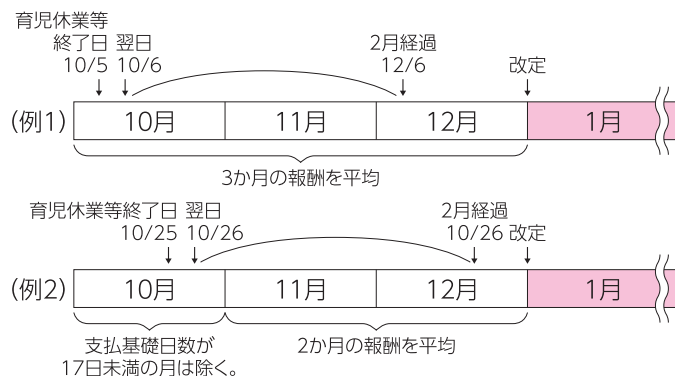
育児休業等を終了した日に引き続き3歳に満たない子を養育する組合員です(男女問いません。)

手続方法は？

共済組合のホームページ等で「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」又は「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を入手し、必要事項をご記入の上、共済組合事務担当課を経由してご提出ください。

改定内容は？

育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月(報酬の支払基礎日数が17日未満の月は除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額(1月当たりの報酬)を基に標準報酬を改定します。改定後の標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月から適用されます。




● 随時改定との違い

	産休・育児終了時改定	随時改定
算定基礎期間	休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間 (固定的給与の変動がなくても改定可能)	固定的給与に変動があった月以後の3か月間
支払基礎日数	17日未満の月は除いて改定する。	17日未満の月がある場合は改定しない。
改定に必要な等級差	1等級	2等級
改定のきっかけ	組合員からの申出	組合員の意思に関係なく、所属所が届出

このページについての問い合わせ先 **共済組合総務課 総務係 ☎ 089(945)6315**

入学・修学 貸付のご案内

入学・修学に係る貸付制度をご利用ください。

	入学貸付	修学貸付
	<p>申込受付中です</p> <p>入学時に要する諸費用(入学金・教科書代・授業料・家賃等)の資金の貸付</p>	<p>2月下旬から受付します</p> <p>入学後の修学に要する諸費用(授業料・家賃等)の資金の貸付</p>
限度額	<p>○給料月額6か月分以内 (申込みは、1万円単位で200万円を限度とします。)</p> 	<p>○修業年限の年数に相当する月数1月につき、15万円以内 (申込みは、1万円単位で1学年につき年額180万円を限度とします。) [毎年3月又は4月に1年分を申し込むのを原則とし、5月以降の申込みは、申込みの翌月から起算し、当該貸付を行う事業年度の残月数分の貸付になります。]</p>
償還方法	<p>○貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還(最高120回) ○申し出により修業年限(貸付月の翌月から起算)を限度として元金の据え置きができます。 (元金据置期間中は利息分のみの支払い)</p>	<p>○修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還(最高150回) ○修学期間中は元金据え置き (元金据置期間中は利息分のみの支払い)</p>
添付書類	<p>○合格通知書又は入学許可証(据え置きを希望する場合は、申立書を提出してください。) ○入学金、教科書代、授業料、家賃等が確認できる書類等</p>	<p>○在学証明書 (入学前の場合は、合格通知書又は入学許可証を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。) ○授業料、家賃等が確認できる書類等</p>

- 貸付利率**は、年**1.26%**(変動)です。
※貸付規程の基準利率の変動に伴い変動します。
- 毎月の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が**給料月額の30%を超える場合**、又は年間の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が**年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。**

～〈お申込み〉は所属所の共済組合事務担当課(係)まで～

■物資指定店(変更)

区分	年月日(変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
変更	R1.10.21	新:(株)宇都宮モーターズ 旧:宇都宮モーターズ	西予市明浜町俵津9-317	(0894)65-0226	自動車(車検含む)

住宅貸付の取扱いについて

平成29年の全国市町村職員
共済組合連合会（以下「連合
会」という。）からの通知により、
住宅に備え付けることで機能す
るキッチンやトイレ等の改修な
ど住宅に関連する費用について
は、金額にかかわらず全て住宅
貸付のお申込みとなっています。

（3）住宅の敷地内の構築物（倉庫、車庫、駐車場、その他これらに類する構築物）について行う工事等

（4）住宅の敷地内の擁壁、垣、門等について行う工事等

（5）敷地内の整地及び造園のために行う工事等

しかし、住宅貸付に該当する費用の判別が難しいことから、連合会より適用範囲の詳細について次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

■住宅貸付の適用範囲

（1）住宅の主要構造部分や居住部分（居間、食堂、寝室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する構築物）について行う工事等

※なお、物品の工事を伴わない購入費用、家具家電の購入は普通貸付となりますが、これらが住宅の増改築に該当する工事等に付随する場合は住宅貸付となります。
※お問い合わせの多いキッチンの入替や畳・壁紙の張替などの簡易な修繕についても、工事を伴うと住宅貸付の該当となります。

この記事について
問い合わせ先

共済組合経理課

貯金貸付係

☎0899(9)45(6)316

工事等

保険証は大切に 保管しましょう



保険証をカード化して以降、紛失による再交付申請が増加しています。

再交付の事例

- 財布に入れていたところ、外出先で財布ごと紛失して（又は盗難されて）しまった。
- 自宅で保管していたが、病院を受診する際に確認したら保管場所に見当たらない。
- 掃除や引越しの際に誤って捨ててしまった。

保険証は医療機関を受診する際の資格の証明だけでなく、金融機関等において本人確認をする際の証明書としても使用されています。拾得者による不正使用も考えられますので、トラブルを回避するためにも保険証を紛失した場合は、必ず最寄りの警察署に届出の上、お勤め先の共済組合事務担当課を経由して再交付の手続を行ってください。
保険証は紛失したからといって、**キャッシュカードやクレジットカードのように利用停止にすることができません**。保管や管理については組合員・被扶養者各自で十分注意するよう心がけてください。

経過的長期給付(旧3階部分)に係る 現況及び収支見通しを作成し、総務大臣に報告しました

厚生労働省が令和元年財政検証結果を公表したことを受け、総務省より、令和元年財政検証における経済前提ケースI~Vを前提とした「経過的長期給付に係る現況及び収支見通し」を作成する旨の通知が発出されました。地方公務員共済組合連合会では、この通知に沿って「経過的長期給付に係る現況及び収支見通し」を作成し、総務大臣に報告しました。

この報告内容を当連合会のホームページに掲載しましたので、是非ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）

トップページの「一元化・制度改正関係」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

新年明けましておめでとうございます

本年もよろしくお願いいたします。



写真は和洋コース



写真は和洋卓料理(8人盛)



新年会おすすめ料理(税込)

令和2年1月31日まで

和会席 4,500円 和洋卓料理 3,500円 和洋コース 3,500円

飲み放題 お一人様 1,500円(税込)

瓶ビール・日本酒・焼酎・酎ハイ・ソフトドリンク・果実酒・
ワイン・ウイスキー・ノンアルコールビール

その他ご予算に合わせた各種料理・鍋コースもご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

中国・四国地区市町村職員共済組合共同企画『中国四国共同プラン』令和2年9月30日まで販売中!
詳しくはお電話にて係にお問い合わせいただくか、又はえひめ共済会館ホームページをご覧ください。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



—組合の現況— (令和元年11月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,520人
男	9,288人
女	5,232人
◎平均標準報酬月額(短期)	381,685円
◎被扶養者数	15,548人
(含任継)	内 123人
◎任意継続組合員	210人
◎年金受給者数	18,245人



生名島では立石山の山頂から初日の出を見るイベント、新春走り初め大会が毎年開催されます。立石山は空気の澄んだ晴れの日には、島々の向こうに四国山脈を臨むことのできる絶景スポットです。また、お正月を過ぎると島ごとに特色あるとんど焼きが行われ、二年の無病息災を願います。そのほかにもレモンの収穫、海苔の摘み取り、デビラ(デベラ)干しなど、島ならではの冬景色が各所で見られます。

ゆめしま海道の冬景色

(上島町)

表紙によせて